

整備要望の再要望について（回答）

- 提出者：清谷自治公民館
- 受付日：令和3年9月28日
- 回答日：令和3年10月25日

1 清谷川管理道の整備について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

清谷川管理道の舗装整備につきましては、地域修繕予算（昨年度までの「原材料支給及び建設機械貸与制度」の代替予算）で年次的に整備を行っていきたいと考えております。しかし現在、清谷地区においては、市道清谷3号線をこの地域修繕予算で整備を行っております。地域修繕予算は自治公民館で40万円を上限に年度内で1回としておりますので、貴公民館で整備箇所の優先順位をご検討いただきますようお願いいたします。

なお、年度毎に資材価格や労務単価の変動があり、地域修繕予算の40万円で整備できる規模も変動いたしますが、市道清谷3号線については10m前後、清谷川管理道の舗装については40m前後の整備延長となると思われます。

2 清谷第2公園の整備について

(1) 公園整備の促進・・・周辺人口の増大化に備えて再検討を要望する。

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

清谷第2公園については、河北第2地区土地区画整理事業として、土地区画整理法で定められている事業面積3%以上の公園・緑地を確保したものであり、事業計画で定めた公園を整備の目的であったものです。事業費の関係で最終的な公園整備まで完了せずにH8年度に換地処分となったものですが、今後もその公園機能を保持した何らかの整備をする必要があると考えておりますので、財源を含めた整備計画を検討してまいります。

(2) 公園整備が不可であれば、「防災避難場所としての整備（全面アスファルト化）」→スポーツ広場を兼ねて、広範囲利用価値の向上。

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

今後、財源を含めた公園整備計画を検討しますが、ご提案の公園・緑地という目的から全面アスファルト舗装を行うことはなじまないと考えており、公園・緑地としてどのような形態が良いのかを含めて検討してまいります。また地域として一次避難所として指定していただくことは差し障りありません。

(3) 土地売却をして、土地区画整理事業協力者（減歩対象者）へ還元する。

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

前述のとおり、土地区画整理法で定められている道路、水路などの公共物のほか、一定の面積3%以上の公園・緑地を確保、配置したものを計画して事業化していますので、区域内に代替え地がない限り土地の処分を行うことはできません。